

神戸大学 国際交流危機管理マニュアル

(平成27年10月版)



神戸大学国際交流委員会

国際交流危機管理マニュアルについて

本学の国際交流活動の推進に伴い、教職員の海外出張や学生の海外留学など、海外の大学等へ教職員及び学生を派遣する機会が今後一層増加することが予想される。

この「国際交流危機管理マニュアル」は、教職員及び学生に、事前の情報収集の重要性や危機に直面した際の対処方法について情報提供を行うとともに、受け入れた外国人研究者及び外国人、海外へ派遣する学生等に対する大学としての安全配慮や、危機発生時に大学として対応すべき内容を定め、適切なリスクマネジメントを行うため神戸大学危機管理基本マニュアル第三部に定める個別マニュアルとして策定するものである。

I 国際交流危機管理体制の基本方針

1. 対象とするリスク及び危機の範囲
2. 海外における危機発生時の基本的対応方針

II 海外渡航における危機管理

1. 海外渡航の判断
2. 海外渡航時の危機管理対策

III 外国人研究者・外国人留学生受入における危機管理

1. 渡日前の判断
2. 渡日後の判断

I 国際交流危機管理体制の基本方針

1. 対象とするリスク及び危機の範囲

国際交流における大学が直面するリスク及び危機は、神戸大学危機管理基本マニュアル第一部「対象とするリスク及び危機の範囲」のとおりであり、これらのうち、教職員の海外出張や学生の海外留学時における事象が対象となるほか、次のものが考えられる。

事象	リスク	危機
オ その他	・ 現地の治安 ・ 現地の地理的要因	・ 現地で生じた事件・事故等による負傷、死亡、病気

2. 海外における危機発生時の基本的対応方針

海外での危機発生については、原則として神戸大学危機管理基本マニュアル資料5「危機管理対応基準」に従い、危機管理体制を構築する。

また、学生の海外留学時における対応については、原則として学生対応危機管理マニュアルに従って、危機管理体制を構築するものとする。

II 海外渡航における危機管理

1. 海外渡航の判断

①海外危険情報対応基準

海外渡航（出張、留学等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、海外における日本人の安全対策の一環として、「外務省 海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」に掲載している「危険度情報」及び「感染症危険情報」を基に、次表「海外危険情報対応基準」により判断する。

※乗継ぎによる経由地（空港内）については、空港閉鎖等の事態を除いて原則として判断の対象としない。

②出張等の判断

旅行者は、別に定める「海外渡航中の連絡先」に必要事項（連絡先、危険度等、危険度等が高い場合は、出張しなければならない理由など）を記入し、旅行命令（依頼）者に提出する（学生は、別に定める「海外渡航届」に記入し提出）。

旅行命令（依頼）者は、危険度の高い国・地域へ旅行命令等を行う際は、海外危険情報対応基準及び旅行者の状況を参考に、命令（依頼）の判断を行う。

なお、旅行命令（依頼）は、規定により学長から委任を受けた所属部局長が行うこととなるが、以下の場合など所属部局長の判断が困難な場合は、理事（国際担当）と協議の上、判断を行うものとする。

- ・ 国際学会など複数部局の教職員・学生が同一国・地域へ渡航する場合
（他機関の教職員・学生が同行する場合も含む。）
- ・ 本学が実施する海外行事への参加のため渡航する場合

【海外危険情報対応基準】

外務省の危険情報 (※1)	職員 (教員を除く)	教員		学生 (※2)	
	命令に基づく旅行	命令に基づく旅行 (調査研究以外)	命令に基づく旅行 (調査研究※3)	命令又は依頼に 基づく旅行	所属部局に届け出て、 自発的に行う旅行
レベル1： 十分注意してください。	原則中止 (※4)	可 (注意義務)	可 (注意義務)	原則中止 (※4)	可 (注意義務)
レベル2： 不要不急の渡航は止めて ください。	原則中止 (※4)	原則中止 (※4)	可 (注意義務)	中止	原則中止 (※4)
レベル3： 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	原則中止 (※4)	原則中止 (※4)	原則中止 (※4)	中止	原則中止 (※4)
レベル4： 退避してください。渡航は 止めてください。 (退避勧告)	中止 (国際緊急援助等の 場合は可)	中止 (国際緊急援助等の 場合は可)	中止	中止	中止 (要請)

※1 感染症危険情報は、危険情報の4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記されるため、4段階のカテゴリー以外で注意事項が発出された場合は、その都度本対応基準に照らして判断する。

※2 学生の旅行とは次のことをいう。

命令に基づく旅行…大学と雇用関係を締結し、職務の範囲で旅行するなど。

依頼に基づく旅行…教員が、大学院生を共同研究者として調査に同行させることや学会発表のため旅行するなど。

※3 調査研究を主たる目的として、教員が自らの意思で調査研究のため渡航するもの（科学研究費補助金等による研究出張など）。

※4 渡航先の国際行事開催状況、他国外務省の情報、旅行者の現地体験の程度、予測しうる緊急時の体制等を勘案して、しかるべき安全管理をとりうると判断できる場合に「可」とする。

○研修・自己啓発休業について

学内規則に基づき、研修や自己啓発休業により渡航する場合は、「命令に基づく旅行」に準じた取扱いとする。

③渡航後の判断

次の場合は、必要に応じて、旅行、留学等を中止し、途中帰国の判断を行う。

- ・外務省の危険度情報又は感染症危険情報が、渡航後に変更され、より高い区分となった場合
- ・派遣先大学等において、研究又は学業の継続が困難な場合（大学の閉鎖、研究・就業環境の悪化など）
- ・旅行者が病気・けがにより長期間入院治療が必要となった場合（健康状態に応じた判断を行うこと。）
- ・渡航先の国の法律に違反する行為を行った場合（渡航先の国の法律の取扱いに基づき判断する。）
- ・犯罪等の被害者となった場合（渡航先の国の法律の取扱いに基づき判断する。）

2. 海外渡航時の危機管理対策

①情報収集

- ・旅行等で海外渡航する教職員や窓口対応する担当職員が必要な時に閲覧できるよう、大学ホームページ等において、このマニュアルの周知及び危機管理に関する情報を提供する。
- ・情報収集、安全対策（自分の身は自分で守る。）及び健康管理の必要性を周知する。
- ・外務省が提供している渡航登録サービスを利用する。

1) 外務省海外旅行登録「たびレジ」

3ヶ月未満の渡航を予定している場合、もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する場合。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

2) 在留届電子届出システム「ORRnet (Overseas Residential Registration)」

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられている。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

②大学との連絡

- ・渡航期間、渡航中の連絡先、住所等について記載された「海外渡航中の連絡先」（学生は、「海外渡航届」）を提出させる。また、渡航後それらに変更になった場合は、速やかに大学（所属部局等）へ連絡するよう周知する。
- ・渡航先の国・地域に対して「外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）」の「危険度情報」及び「感染症危険情報」が発出されているか確認し、発出されている場合でも旅行等を行おうとする場合は、「海外渡航中の連絡先」にその理由、安全確認、緊急時の対応について記入させる（学生は、原則として危険度等が発出されている国・地域への渡航は不可）。

- ・旅行期間が6月以上となる場合は、渡航前及び帰国後の健康診断の受診が義務づけられていることを周知する。
- ・留学生危機管理サービス「OSSMA (Overseas Student Safety Management Assistance)」について、留学オリエンテーション、説明会等の際に利用方法等について周知する。

③保険について

- ・渡航先にもよるが、医療費は日本に比べて非常に高く、診療の際に保険証書などの医療費の支払い能力を証明するものを提示することが求められるケースがある。

また、クレジットカードの付帯サービスによる海外旅行保険を利用する場合でも、旅行代金をクレジットカードで支払った場合に限られたり、治療費用など必要性の高い保障が低く抑えられているケースも多く見受けられる。

入院や遭難等の予想外の事態に際し、家族が現地に駆けつけるための救援費用のための保障が低い場合は、家族に二重苦を負わせることも想定される。

現地で怪我や病気になった時に安心して治療が受けられるよう、また、家族のためにも、治療及び救援費用に対する保障が無制限の海外旅行保険への加入が望ましいことを周知する。

Ⅲ 外国人研究者・外国人留学生受入における危機管理

1. 渡日前の判断

母国の大使館や大学などから渡日中止、延期の指示がある場合、受入部局は、派遣元大学の担当者、外国人研究者・留学生等と相互に連絡を取り協議の上判断する。

2. 渡日後の判断

次の場合は、必要に応じて、研究、留学等中止し、途中帰国の判断を行う。

- ・母国の大使館や大学などから、帰国の指示があった場合
- ・本学において、研究又は学業の継続が困難な場合（大学の閉鎖、研究・就業環境の悪化など）
- ・外国人研究者・外国人留学生が病気・けがにより長期間入院等の加療が必要となった場合（健康状態に応じた判断を行うこと。）
- ・日本の法律に違反する行為を行った場合
- ・犯罪等の被害者となった場合

海外渡航中の連絡先

(外国出張・海外研修・私事渡航の際は、所属部局総務担当係に出発までに提出すること。)

氏名	
所属・職名	
渡航先(国名・都市名)	
危険度等 (外務省海外安全ホームページの「危険情報」及び「感染症危険情報」を確認願います。)	<input type="checkbox"/> 「危険情報」及び「感染症危険情報」が発出されていないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 「危険情報」及び「感染症危険情報」が発出されているが、出張等する必要があるので。⇒ 渡航中の安全配慮も含め、具体的な理由を別添願います(様式自由)。
経由国(国名・都市名)	
渡航期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (滞在期間が6月以上の場合は、健康診断の受診が必須です。)
外務省への届出	<input type="checkbox"/> 外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した。 3ヶ月未満の渡航を予定している場合、もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する場合。 <input type="checkbox"/> 在留届を提出した。 外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合。 <input type="checkbox"/> その他()
渡航中の国内連絡先	住所： <input type="checkbox"/> 電話番号： <input type="checkbox"/> 携帯電話番号： <input type="checkbox"/> E-mail Address： ↑ ※最も連絡の取りやすい連絡先に○を付して下さい。 氏名： 渡航者との関係：
渡航先における渡航者連絡先	<input type="checkbox"/> 宿泊先名称： 宿泊先電話, FAX 番号： <input type="checkbox"/> 渡航先で使用可能な携帯電話番号： <input type="checkbox"/> E-mail Address： <input type="checkbox"/> その他() ↑ ※最も連絡の取りやすい連絡先に○を付して下さい。 複数箇所に宿泊する場合で、他に有効な連絡手段がない場合は、以下の欄にすべての宿泊先名称, 電話, FAX 番号を記入して下さい。 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>

海外渡航届

年 月 日届出

神戸大学 学部長・ 研究科長 殿

学 籍 番 号		氏 名	
自 宅 電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号	
担 当 教 員 (指導教員、学生委員等)		Eメールアドレス	

このたび、下記のとおり海外渡航いたしますので、届けます。

記

海外渡航中の連絡先等

海外渡航の種類	<本学のプログラムでの海外渡航> プログラム名称： <個人での留学や旅行等> ※担当教員が把握するもの、休学する場合も含む <input type="checkbox"/> 私費留学（語学留学、短期留学等） <input type="checkbox"/> 調査研究 <input type="checkbox"/> 学会発表 <input type="checkbox"/> 学会・シンポジウム参加 <input type="checkbox"/> インターンシップ <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> ワーキングホリデー <input type="checkbox"/> ゼミ旅行 <input type="checkbox"/> 私的旅行 <input type="checkbox"/> その他【 _____ 】（公認課外活動団体の遠征旅行など）		
海外渡航期間 (渡航日～帰国日)	年 月 日 ~ 年 月 日		
渡 航 先 (国名・都市名)	外務省「危険情報」(http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：レベル__ 確認年月日：_____		
経 由 国 (国名・都市名)			
宿 泊 先 住 所			
電 話 番 号 (国番号から記入)		Eメールアドレス (海外で使えるもの)	
留 学 ・ 研 修 先 大学・語学学校名		留 学 ・ 研 修 先 電 話 番 号 (国番号から記入)	
学生教育研究災害傷害保険	加 入 ・ 未 加 入 ※未加入の場合、速やかに加入すること。 (「正課」「学校行事」と認められる場合、海外においても保険の対象となります)		
海外旅行者傷害保険	加 入 ・ 未 加 入 ※未加入の場合、速やかに加入すること。		
海外旅行者傷害保険 保 険 会 社 名		海外旅行者傷害保険 保 険 証 番 号	

国内緊急連絡先

氏 名		続 柄	
住 所	〒 _____		
自 宅 電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号	

以下のことを確認しました。(□にチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> 保護者等の家族に日程表などを渡し、家族は、本渡航について了解しています。 <input type="checkbox"/> 渡航は全て自己責任のもとで行う原則を了解しています。 <input type="checkbox"/> 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録又は「在留届」を提出しました。 (外国に住所・居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は「在留届」の提出が義務付けられています。また、3ヶ月未満の渡航もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する日本人は、「たびレジ」へ登録してください。 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/)
--

注 この海外渡航届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守のうえ適切に取り扱うこととし、在学中において、海外渡航の危機管理(事故が起こったときの対応など)のために使用する場合のほか、修学指導上必要な場合に限り利用します。